

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 10時00分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25173報)

2023年11月20日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要 (注2) (注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25146報他でお知らせした、1号機原子炉格納容器閉じ込め機能強化に向けた試験のため、特定原子炉施設に係る実施計画「Ⅲ 特定原子炉施設の保安」(以下、「実施計画」という。)第1編第18条で定めている運転上の制限「格納容器内温度が全体的に著しい温度上昇傾向がないこと」に対し、特定原子炉施設に係る実施計画第1編第32条(保全作業を実施する場合)第1項を適用し、試験(ステップ2)を実施しておりました。 ステップ2の試験が早期に終了にしたこと、および終了後の関連パラメータに異常がないことから、9時21分に特定原子炉施設に係る実施計画第1編第32条(保全作業を実施する場合)第1項の適用を解除しました。 ステップ3以降については今後お知らせします。  【公表区分:E】  ※添付の有リ・ <del>無</del> (注4)
その他の事項の対応 (注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 12 時 46 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25174 報)

2023 年 11 月 20 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

第 25 条 報告

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 25123 報でお知らせしたとおり, ALPS 処理水測定・確認用タンク A 群に貯水していた水について, 本日以下のとおり放出を終了しました。  ・放出開始 : 11 月 20 日 10 時 21 分 ・放出終了 : 11 月 20 日 12 時 01 分 ・放出量 : 7,753 m <sup>3</sup>  放出状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分: E】  ※添付の有り・無し (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 15 時 00 分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / 9 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25175報)

2023年11月20日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [11月20日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 11月19日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 11月19日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内&gt; [採取日 10月9日、11月19日]</li> <li>・海水分析結果&lt;発電所から3km以内&gt; [採取日 10月16日、11月19日]</li> </ul> <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>・放出を継続しているALPS処理水測定・確認用タンクA群の放出実績は以下の通りです。 放出実績 11月19日0時00分～10時18分の実績 約195m<sup>3</sup></p> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有<del>り</del>・無し (注4)</p>
その他の事項の対応(注5)	なし

( 2 / 9 )

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2023年11月20日 11:00現在

2023年11月20日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.6 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.2 m <sup>3</sup> /h	給水系: 0.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.7 m <sup>3</sup> /h CS系: 2.0 m <sup>3</sup> /h	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 24.1 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 17.2 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 22.8 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 33.2 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 33.2 °C	スカーション上部温度 (TE-2-3-69F1): 27.5 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 27.2 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 23.4 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 23.5 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 33.6 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HW-12-16B (TE-16-114G#1): 33.4 °C	PCV温度 (TE-16-002): 25.4 °C 格納容器調湿供給空気温度 (TE-16-114F#1): 27.0 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.10 kPa g	1.92 kPa g	0.51 kPa g	
窒素注入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.96 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 13.72 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A: 6.21 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.11 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	RPV-A: 7.38 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 7.58 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h	※4
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	20.6 m <sup>3</sup> /h	17.70 Nm <sup>3</sup> /h	19.64 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.02 vol% B系: 0.01 vol%	A系: 0.13 vol% B系: 0.12 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.64E-03 検出限界値 4.74E-04 B系: 指示値 1.48E-03 検出限界値 3.19E-04	A系: 指示値 - 検出限界値 - B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01	
使用済燃料プール 水温度	21.6 °C	20.6 °C		※5
FPC 貯蔵タンク 水位	4.82 m	2.98 m	3.84 m	35.0 X100mm

【留意事項】  
※1: 指示値が0.00 vol%以上表示される。0.00 vol%未満の場合は、計測精度により0.01 vol%未満と表示される。  
※2: 指示値が検出限界値以上の場合は、0.00 vol%と表示される。指示値が検出限界値未満の場合は、NDと表示される。  
※3: 計測精度は、0.01 Nm<sup>3</sup>/hである。  
※4: 計測精度は、0.01 Nm<sup>3</sup>/hである。  
※5: 全原子炉の水位は、0.00 mと表示される。  
※6: 計測精度は、0.01 mである。  
※7: 計測精度は、0.01 mである。

【留意事項】  
各計測値については、相対湿度や他の車載装置の影響を受けて、実際の使用回数と異なる  
値を示しているものもあり、正しく検定されていない可能性のある計測値も存在している。  
プラントの維持管理を行うために、このような計測値の不確かさを考慮し、廃炉  
の計測値から得られる情報を活用して、廃炉の進捗にも留意して総合的に判断している。

2023年11月20日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/11/19 07:05	< 4.9E+00	< 4.2E+00	< 4.9E+00
プロセス主建屋北東	2023/11/19 07:15	< 3.6E+00	< 4.5E+00	< 4.4E+00
プロセス主建屋南東	2023/11/19 07:19	< 4.5E+00	< 4.2E+00	< 4.9E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/11/19 07:31	< 4.2E+00	< 4.2E+00	< 5.3E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/11/19 07:27	< 5.3E+00	< 4.5E+00	4.3E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/11/19 07:10	< 4.8E+00	< 3.9E+00	< 3.5E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/11/19 07:23	< 4.2E+00	< 3.9E+00	< 4.4E+00

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.E±O とは、 $O.O \times 10^{+O}$  であることを意味する。

(例) 3.1E+01 は  $3.1 \times 10^1$  で 31、3.1E+00 は  $3.1 \times 10^0$  で 3.1、3.1E-01 は  $3.1 \times 10^{-1}$  で 0.31 と読み。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2023年11月20日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/11/19 07:45	7.3E+00	< 4.5E-01	5.2E+00
物揚場排水路	2023/11/19 07:55	< 2.8E+00	< 6.6E-01	1.5E+00
K排水路	2023/11/19 06:00	1.2E+01	< 5.0E-01	8.0E+00
BC排水路	2023/11/19 06:00	6.4E+00	< 4.5E-01	< 5.1E-01
D排水路	2023/11/19 07:50	< 2.8E+00	< 7.3E-01	< 6.2E-01
5,6号機排水路 <sup>※1</sup>	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{±0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2023年11月20日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2023/11/19 08:00	< 1.3E+01	< 2.6E-01	< 3.0E-01
1F 物揚場前	2023/11/19 07:40	< 1.3E+01	< 3.6E-01	< 3.3E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/11/19 07:35	1.6E+01	< 2.7E-01	3.3E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/11/19 06:59	1.7E+01	< 2.7E-01	4.1E+00
1F 港湾口	2023/11/19 07:04	1.6E+01	< 3.3E-01	< 3.1E-01
1F 港湾中央	2023/11/19 06:55	< 1.2E+01	< 2.7E-01	3.8E-01
1F 港湾内東側	2023/11/19 06:58	1.4E+01	< 3.1E-01	< 3.3E-01
1F 港湾内西側	2023/11/19 06:53	< 1.3E+01	< 3.3E-01	3.5E-01
1F 港湾内北側	2023/11/19 06:50	< 1.3E+01	< 2.8E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内南側	2023/11/19 07:01	< 1.3E+01	< 4.2E-01	3.0E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134、Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>



2023年11月20日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

海水分析結果<港湾内> (全β・H-3・Sr・Y)

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 物揚場前	2023/10/09 08:35	< 1.1E+01	< 1.5E+00	3.5E-02	< 3.9E-01	3.6E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東破陸堤北側)	2023/10/09 08:30	1.3E+01	< 2.4E+00	< 1.2E-01	< 3.7E-01	3.8E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遊水壁前)	2023/10/09 07:10	< 1.1E+01	4.2E+01	1.1E+00	< 2.8E-01	4.7E+00
1F 港湾口	2023/10/09 06:29	< 1.3E+01	9.4E-01	< 3.5E-03	< 3.5E-01	< 3.8E-01
1F 港湾中央	2023/10/09 06:20	< 1.3E+01	< 1.4E+00	< 1.3E-01	< 3.8E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内北側	2023/10/09 06:15	< 1.3E+01	< 2.0E+00	6.7E-03	< 3.1E-01	< 2.4E-01
WHOの飲料水水质ガイドライン*1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

\* 不等号 (<) は、検出限界未満 (ND) を表す。

\* 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

\* 0.0E±0 とは、0.0×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

\* Sr-90以外は既にお知らせ済み。

\* 1 WHOの飲料水水质ガイドラインにおける、H-3, Sr-90, Cs-134, Cs-137の指標

\* 分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年11月20日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/11/19 07:20	—	< 8.0E-01	< 8.1E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/11/19 06:50	1.2E+01	< 6.9E-01	< 9.2E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年11月20日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;発電所から3km以内&gt; (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/10/16 07:05	9.5E+00	4.3E+00	< 6.3E-01	< 7.1E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/10/16 09:14	8.2E+00	6.6E-01	< 7.5E-01	< 7.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2023/10/16 07:26	< 1.3E+01	1.0E+00	< 3.1E-01	< 2.3E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2023/10/16 07:44	1.4E+01	1.4E+01	< 3.4E-01	< 3.1E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2023/10/16 07:53	< 1.3E+01	1.2E+00	< 3.5E-01	< 2.7E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2023/10/16 07:59	< 1.3E+01	7.4E-01	< 3.6E-01	< 2.7E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2023/10/16 08:12	< 1.3E+01	1.0E+00	< 3.1E-01	< 2.9E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2023/10/16 07:36	—	5.0E-01	< 3.5E-01	< 2.9E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2023/10/16 07:49	—	5.6E-01	< 2.8E-01	< 3.1E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2023/10/16 08:05	—	8.0E-01	< 3.4E-01	< 3.4E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・T-1, T-2, T-0-2, T-A1, T-A2, T-A3のH-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, H-3, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

26 時 30分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25176報)

2023年11月20日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要 (注2) (注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25171報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクKに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 14時06分 ・排水終了 : 19時53分 ・排水量 : 862m <sup>3</sup>  排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分：E】 ※添付の有り・ <del>無し</del> (注4)
その他の事項の対応 (注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。